

入札説明書

令和8年3月4日に公告した公共用水域水質測定（河川）業務及びダイオキシン類環境調査（公共用水域（河川））業務に係る一般競争入札（条件付）については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は下記事項を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、3に掲げる者に対して、仕様書に対する質問・回答書により、説明を求めることができる。

ただし、入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------|---|
| (1) 公告番号 | 環管第 436 号 |
| (2) 業務名 | 公共用水域水質測定（河川）業務及び
ダイオキシン類環境調査（公共用水域（河川））業務 |
| (3) 業務の内容 | 業務委託仕様書のとおり |
| (4) 契約期間 | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで |
| (5) 履行場所 | 岡山県環境文化部環境管理課の指定する場所 |

2 入札に参加できる者の資格

入札公告日から落札者が決定する日までの間、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 県内事業者（県内に営業所等がある者を含む。）であること。
- (3) 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類4（調査・研究）、小分類3（環境測定）」であり、格付区分がAであること。
- (4) 計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定により、計量法施行令（平成5年政令第329号）第28条第1号に掲げる区分の計量証明事業について登録を受けていること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (6) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (7) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (8) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (10) ISO9001 又は ISO/IEC17025 の認証を取得していること。
- (11) 過去3か年において、毎年1回以上水質分析に係る外部精度管理調査に参加していること。

3 契約に関する事務を担当する課等の名称

〒700-8570

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県環境文化部環境管理課

電話番号 086-226-7301

FAX番号 086-224-2147

4 契約条項を示す場所

3の場所に同じ

5 入札手続等

(1) 入札参加資格確認申請書の配布の期間及び場所

1) 配布期間 令和8年3月4日(水)から令和8年3月18日(水)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

2) 配布場所 3の場所に同じ

なお、岡山県環境文化部環境管理課ホームページからダウンロードすることもできる。

URL: <http://www.pref.okayama.jp/soshiki/29/>

(2) 仕様書の閲覧及び配布の期間並びに場所

1) 閲覧及び配布期間 令和8年3月4日(水)から令和8年3月18日(水)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

2) 閲覧及び配布場所 3の場所に同じ

なお、岡山県環境文化部環境管理課ホームページからダウンロードすることもできる。

URL: <http://www.pref.okayama.jp/soshiki/29/>

(3) 仕様書に対する質問の受付

1) 受付期間 令和8年3月4日(水)から令和8年3月18日(水)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

2) 方法 「仕様書に対する質問・回答書」をFAX又は持参により提出すること。

3) 宛先 3の場所に同じ

(4) 入札参加申出手続

1) 入札参加を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。

① 入札参加資格確認申請書

② 計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定による、計量法施行令(平成5年政令第329号)第28条第1号に掲げる区分の計量証明事業についての登録証の写し

③ ISO9001に係る登録証又はISO/IEC17025に係る認定証の写し

④ 過去3か年において、毎年1回以上水質分析に係る外部精度管理調査に参加していることを証明する書類

2) 入札保証金の減免を求める者は、過去2年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結したことが分かる契約書等を提出すること。

3) 提出期間 令和8年3月4日(水)から令和8年3月18日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

4) 提出先 上記3の場所に同じ

5) 提出方法 持参又は郵便等（郵便等による提出は書留郵便、配達記録郵便等により、配達の記録が確認できる配達方法に限る。）

(5) 入札参加資格要件の審査

入札参加資格確認申請書を提出した者について、2の事項について審査し、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この入札に参加することができない。

入札参加資格がない旨の通知を受け取った者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内に、3の宛先にFAX又は持参する方法により、説明を求める書面を提出することができる。

6 入札

入札に参加する者は、入札書を下記のとおり提出しなければならない。

(1) 入札の日時及び場所

1) 日 時 令和8年3月25日(水) 午後2時10分

2) 場 所 岡山県庁分庁舎 6階 共用会議室 601

(岡山市中区古京町一丁目7番36号)

3) 提出方法 持参（郵送又は電送による入札は認めない。）

(2) 入札方法

1) 入札書の記載方法

入札書の住所（所在地）、商号又は名称、代表者職氏名には、入札参加資格審査申請の際に記載した契約を締結する権限を有している者について記入し、岡山県との契約、入札等に使用する印鑑を押印すること。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2) 代理人による入札

入札に際し、代理人が入札を行う場合は、契約を締結する権限を有している者から委任状を持参し、入札前に提出すること。

入札書の住所（所在地）、商号又は名称、代表者職氏名には、契約を締結する権限を有している者について記入し、当該代理人（受任者）の住所、氏名を記入し、受任者が入札する際に使用する印（受任印）を押印すること。

(3) その他

1) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札者又は代理人の印で訂正部分について押印をしなければならない。

なお、入札金額の訂正は認めない。

2) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

3) 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると契約担当者が認めたときは、入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

4) 入札をした場合において、落札候補者がいないときは、直ちにその場において再度入札を行う。

7 入札保証金

見積もった契約希望金額の100分の5以上とする。ただし、岡山県財務規則第133条各号のいずれかに該当する場合は、減免する。

8 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 上記2の入札に参加できる者の資格のない者のした入札
- (2) 申請書類等に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札

9 落札者の決定方法

- (1) 岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

10 契約書の作成

契約書を作成する。

11 契約保証金

契約金額の100分の10以上とする。ただし、岡山県財務規則第155条各号のいずれかに該当する場合は、減免する。

12 その他

落札者は、契約を締結しようとするときは、速やかに次の書類を提出しなければならない。
なお、暴力団の排除に係る誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。

- (1) 暴力団の排除に係る誓約書
- (2) 業務委託仕様書に定める業務が実施できることを証明する次の書類
 - ア 別紙（測定方法及び報告下限値）
 - イ 試料採取から分析設備までの運搬経路を明らかにする書類（任意様式）
- (3) 直近1か年における水質分析に係る外部精度管理調査に参加した結果を示す書類、及び当該外部精度管理調査において外れ値があった場合はその改善報告書
- (4) 本業務に携わる従事者に対し業務内容、実施要領及び精度管理を徹底する方法を明らかにする書類（任意様式）